

## 平成27年度 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（会議録）

- 日 時 平成28年2月22日（月）午前10時00分～11時20分
- 会 場 宇都宮市教育センター 5階 503・504会議室
- 出席者  
委 員： 青柳宏会長，石神知也委員，朝信泰昌委員  
事務局： 学校教育課長，学校教育課長補佐，学校教育課係長 他
- 傍聴者 なし
- 会議経過
  - 1 開 会 午前10時00分～
  - 2 教育委員会あいさつ
  - 3 専門委員会委員・事務局紹介
  - 4 会議の公開について（説明：事務局）
  - 5 議 事 午前10時15分～
    - (1) 報告事項（説明：事務局）
      - ア スクールソーシャルワーカーの配置と活用について
      - イ 「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」について
      - ウ 平成26年度いじめの状況について（宇都宮市）
    - (2) 協議事項（説明：事務局）
      - ・ いじめ防止に向けた取組について
  - 6 その他（説明：事務局）
    - ・ 本日の記録を，確認のために後日送付する。
  - 7 閉 会

### <委員からの主な意見・質問等（要旨）>

#### 【議 事】 (1) 報告事項「ア スクールソーシャルワーカーの配置と活用について」

会 長： 事務局からの説明について，質問・意見をいただきたい。

委 員： 説明の中に，「子ども家庭支援室」という機関が出てきたが，どのような役割の機関なのか。

事務局： 市の子ども家庭課内の室であり，家庭での養育についての支援を行ったり，虐待事案について対応したりする。

委 員： スクールソーシャルワーカーは何名配置しているのか。また，その効果について，学校からどのような声が聞かれているのか。効果が上がっているのなら，増員については検討しているのか。

事務局： 1名配置している。効果については，学校から，関係機関と効果的な連携を図れるようになったなどの声が聞かれている。来年度は，増員の方向で検討している。

委 員： スクールソーシャルワーカーは各学校に1名配置しているのか，それとも市に1名配置しているのか。

事務局： 市に1名配置している。

委 員： 精神医療では，精神科医や心理士などがチームを組み対応するのが通常である。学校であれば，担任だけではなく，関係職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどにより組織的に対応する必要があ

ると考える。そのためにも、非常勤嘱託員としてスクールソーシャルワーカーを数多く採用し、週に1時間から2時間程度、各校に勤務できるようになることが望ましいと考える。そうすることで、医療機関や福祉機関等との連携も進むと考える。

事務局： スクールソーシャルワーカーは教職員からの評価も高く、負担感の軽減にもつながっているため、今後、検討していく。

**【議 事】 (1) 報告事項「イ 『スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言』について」**

会 長： 事務局からの説明について、質問・意見をいただきたい。

委 員： 夜9時までの使用時刻制限については、有効であると考えている。他市町での犯罪被害の例を見ると、深夜にスマートフォンを使わなければ防げたとされる事例もある。健康面においても、液晶画面のブルーライトが不眠を助長する効果があるため、夜9時までの使用時刻制限は有効であると考えている。ただし、スマートフォンが多機能になり、通話やメール以外にも、音楽を聴いたりアラームとして使用することもあるため、一律に夜9時以降は使用禁止とできない面もあると考える。

事務局： スマートフォンは多機能になってきているので、全ての機能を夜9時までとするのは難しいと考えている。「共同宣言」では、友達との通話やメールなどのやり取りについて、夜9時までとしている。「共同宣言」については、市PTA連合会とも連携して取組を進めており、保護者の責任で「共同宣言」のルールを守らせるよう啓発している。

**【議 事】 (1) 報告事項「ウ 平成26年度いじめの状況について（宇都宮市）」**

会 長： 事務局からの説明について、質問・意見をいただきたい。

委 員： 認知したいじめについては、初期段階のものから芽を摘むことが重要と考える。それが深刻なケースに発展しないためには、担任や一部の教職員だけが対応するのではなく、いろいろな職種の教職員等が組織的に関わっていく必要があると考える。また、いったんは解決しても、水面下で継続している場合もあるため、経過観察も重要である。関係機関と連携した対応も考えられるため、スクールソーシャルワーカーを多くの学校に配置することも有効であると考えている。

事務局： 多職種、多人数で組織的にいじめに対応することが重要であると考えており、学校もそのように対応している。

**【議 事】 (2) 協議事項「いじめ防止に向けた取組について」**

会 長： 事務局からの説明について、質問・意見をいただきたい。

委 員： いじめには、興奮しやすい、注意力が散漫である、周りの状況がつかめないなどの発達障害等の特性が関わっている場合がある。これらの特性が背景となり、いじめの加害者や被害者になることがあるので、未然防止のためには、日常の観察による見取りや、個々の特性に応じた支援が重要であると考えている。

平成27年12月に労働基準法が改正され、事業者が労働者にストレスチェックを行うことが義務付けられたが、これにより、客観的に個々のストレスの状況を捉えられるようになる。児童生徒についても、同様のものを実施することで個々の状況を把握でき、いじめの未然防止や早期発見につながるのではないかと考える。

事務局： 学校では、「Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）」を実施している。

委員： 調査結果を点数化して客観的に捉え、組織として共有するなど、調査後の生かし方が大切であると考え。いじめの未然防止や早期発見のためには、担任だけが調査結果を把握しているのではなく、チームで把握し対応する必要があると考える。

事務局： いじめのアンケート結果や教育相談の内容、日頃の見取りなども含めて、組織として多面的に児童生徒を理解し、いじめの未然防止や早期発見に努めていく。

委員： 「Q-U」とはどのような調査か、また、どのように活用するのか。

事務局： 小学3年生から中学3年生で年1回実施している。小学5年生と中学2年は年2回実施している。調査内容は、友人関係や学習意欲などの学校生活の意欲に関する項目と、友人や教師から認められているか、いじめを受けているかなどの学級への満足度に関する項目について、その回答を点数化することで、客観的に児童生徒の学級での位置づけや人間関係を把握する調査である。

調査結果については、各校で、日頃の見取りと比較しながら分析して児童生徒個々や学級集団の状態を把握し、個別指導や学級経営に活用していく。教育センターが学校を訪問し、分析や活用について助言することもある。

委員： いじめのアンケートの頻度はどのくらいなのか、また、保存や引継ぎはしているのか。

事務局： 年4回以上実施している。在学期間中は結果を保存し、小学校から中学校へ進学する際も引継ぎを行っている。

委員： 「Q-U」やいじめアンケートについては、単体として活用するのではなく、IQ検査や心理検査等も含めて、総合的に判断する必要がある。調査結果については、点数化などにより、誰でも同じ判断ができる基準を設けることで、効果的に活用できると考える。

委員： アンケート結果に表れないいじめや、中には被害者が気づかないように行っている事案もある。早期発見・早期対応も重要であるが、いじめの加害者や被害者になる可能性が高いと思われる児童生徒に対して積極的に関わり、個々の特性に応じた指導・支援を行うことで、未然防止につながると考える。

また、いじめの加害者に対しても、いじめを繰り返さないためにも、その後の支援が大切であると考え。

事務局： いじめを把握した際の毅然とした指導だけではなく、児童生徒理解に基づく未然防止の指導や、いじめの加害者への支援など、児童生徒に寄り添った対応も重要である。各学校では、市教育委員会で作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」を活用しながら、いじめに関する校内研修を毎年実施しており、いじめに関する指導力向上を図っている。

委員： いじめの未然防止の指導や、いじめの加害者への指導については、道徳での思いやりについての指導などだけではなく、小学校高学年以降の体験活動が有効であると考え。保育園や幼稚園、高齢者施設などで、幼児や

高齢者を支援する体験をとおして、思いやりの心や、自己有用感が育っていき、個々の能力を引き出せると考える。いじめは絶対に許されないという毅然とした指導と、体験活動などとおした思いやりの心を育てる指導をバランスよく行うことが大切であると考えます。